

映像射撃シミュレータ装置賃貸借一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年7月16日

山梨県警察本部長 仲村 健二

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

映像射撃シミュレータ 1式

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 本体装置（プロジェクタ、制御装置、収納ケース付） | 1式 |
| (2) 操作用端末 | 1式 |
| (3) スクリーン（収納ケース付） | 1式 |
| (4) 録画装置 | 1式 |
| (5) 威嚇射撃検出装置 | 2式 |
| (6) レーザー弾 | 15発 |

2 借入物品等の仕様

入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 借入期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

なお、機器の設置及び調整作業は、令和8年12月21日までに完了し、賃貸借期間の開始日から運用できるようにすること。

4 借入場所

山梨県甲斐市西八幡4422-3 山梨県警察学校 射撃場

二 事務を担当する所属

山梨県警察本部警務部教養課

三 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の

日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
- (4) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (5) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和8年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和8年山梨県告示第75号）の1に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号400-8586
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県警察本部警務部教養課 庶務担当

電話 0 5 5 - 2 2 1 - 0 1 1 0（内線 2 6 1 2）

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和 8 年 7 月 2 9 日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第 6 号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで、四の 1 の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年 8 月 2 8 日（金） 午前 1 0 時 3 0 分
山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
山梨県警察本部 2 階 聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所

令和 8 年 8 月 2 7 日（木）正午までに山梨県警察本部警務部教養課庶務係（郵便番号 4 0 0 - 8 5 8 6 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号）に必着すること。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和 3 9 年山梨県規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 1 2 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第 1 2 7 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札をしようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する場合は免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を、この公告の日から令和8年8月20日（木）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに四の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

7 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 問合せ先 山梨県警察本部警務部教養課庶務係
電話055-221-0110